

平成25年9月30日

取引業者 各位

学校法人東京農業大学
本部長 袖山 松夫

不正取引防止について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本学の教育研究活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学では教育研究活動を行う機関として社会的な責任を果たすため、学内において研究活動を行う者及びこれを支援する者すべてが遵守すべき、研究活動に係る行動規範を定め、広く社会の発展に寄与するよう努める所存であります。

つきましては、取引業者の皆様に対しても、経費の適正管理のため、不正取引防止の周知徹底をお願いいたします。

不正行為に関与した取引業者に対しては、学校法人東京農業大学調達規程第7条に基づき、取引停止等の処置を講じる場合もございます。

また、不正及び不法等の苦情、相談に対応するため、通報窓口を設置しております。

今後とも本学の経費の適正管理について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 取引停止等 処置の根拠

下記のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する等の処置を講じます。

（学校法人東京農業大学調達規程第7条）

- ①調査に当たり、虚偽の申告をしたもの
- ②入札又は見積に際し、不正行為があったと認められるもの
- ③契約の履行に際し、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し、不正の行為があったもの
- ④その他この法人に不利益を及ぼす行為をしたもの

2. 通報窓口

学校法人東京農業大学 内部監査室
（連絡先）

a) 書面の場合

住所：〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1

b) 電話：03-5477-4111

FAX：03-5477-4112

- ①通報は法令違反を前提としています。
- ②通報者は原則として実名で通報をお願いします。
- ③通報者に対して、通報したことを理由として不利益な取扱いがないように配慮いたします。

3. 問合せ先

学校法人東京農業大学 財務部経理課
〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
電話：03-5477-2214
e-mail：keiri@nodai.ac.jp

以上